

## 日本支配下の蒙疆畜産政策

斯 日 古 楞

### 要 旨

1937年芦沟桥事变之后，日本武力占领了内蒙古部分地区(察哈尔省，绥远省及晋北省)，扶持建立了傀儡政权—蒙疆政权，从此开始了对内蒙古长达8年之久的占领与统治。本文以比较详实的原始资料及数据为依据，论述了日本掠夺蒙疆畜产资源的过程，揭示了日本建立蒙疆政权的根本目的。

キーワード…… 日中戦争 蒙疆政権 畜産政策

### はじめに

1937年7月7日の蘆溝橋事件で日中全面戦争が開始された。関東軍は長城線を越えて満洲国から南下し、内蒙古の一部(察哈爾省、綏遠省、晋北省を含む)を占領した。占領地域を「蒙疆」と通称していた<sup>1)</sup>。そして、37年9月4日に察南自治政府が察哈爾省南部に作られ、察南10県を管轄させた。次いで9月13日には大同を占領し、10月15日には山西省北部13県を管轄する晋北自治政府を樹立した。さらに同年10月27日察哈爾と綏遠両省を管轄地域とする蒙古連盟自治政府が成立した。11月には張家口に蒙疆連合委員会を設け、上記3政府の産業、金融、交通などの重要な事項を同委員会に委譲した。この委員会の総務委員長には内蒙古軍政府の総司令官であった徳王が就任し、最高顧問には金井章次が就任した。39年9月には察南、晋北、蒙古連盟3自治政府を統合して、蒙古連合自治政府(以下、蒙疆政府)を成立させた。蒙疆における関東軍は37年12月に編成された駐蒙兵団に引き継がれ、さらに38年7月の駐蒙軍の設置で北支那方面軍司令官の指揮下に入った。日本軍の蒙疆支配に伴い、「満洲事变」の際に活躍した政治、経済工作の経験者を満洲国から受け入れ、蒙疆政府の政治経済工作の指導に当たらせた。蒙疆政府は日本の敗戦まで維持された。

蒙疆に関する先行研究には蒙疆自治運動と蒙疆政権の位置付けを解説したものや蒙疆銀行と阿片に言及したものが見られる。政治史研究では、芦明輝『蒙疆自治運動始末』<sup>2)</sup>が蒙疆自治運動の全般的な活動とその位置付けを論じている。森久男は蒙疆政府の位置付けを試みている<sup>3)</sup>。蒙疆の経済については、柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』<sup>4)</sup>が蒙疆銀行に言及している。阿片に関しては、江口圭一『資料日中戦争期阿片政策』及び同『日中アヘン戦争』<sup>5)</sup>があげられる。また、朴檀は『日本の中国侵略とアヘン』<sup>6)</sup>で、日中戦争期、蒙疆地域で実施されたア

ヘン政策は日本の植民地侵略政策の経済的側面を解明する重要なカギの一つであるとしている。これらの研究は個々の主題について蒙疆政権および日本との関わりを論じており、蒙疆の経済支配を全面的に論じたものではない。特に蒙疆においてもっとも重要な産業であった畜産に関してはほとんど触れていない。

蒙疆は石炭などの鉱産資源をはじめとして、農産物、畜産物は豊富であり、日本の占領地区では最も大きな畜産産地であった。戦時期においては、「東亜共栄圏」の一環として畜産資源の面で蒙疆の役割は大きいと見られていた。蒙疆の放牧面積は約 3000 万陌 (ha) であり、総面積約 6000 万陌の 50% 近くを占めている。蒙疆の大草原では 600 万頭余りの家畜が放し飼いされ、獣毛、獣皮類が大量に生産され、蒙疆産業の中心をなしていた。蒙古民族の生活は全面的に畜産業に依存していた。そのため、畜産業は蒙古民族にとって不可欠な産業であるばかりでなく、同時に羊毛、獣皮、馬などは「日満支」における不足資源でもあったので、戦時におけるその重要性は極めて大であった。1937 年に日本軍が蒙疆を占領した後、軍需及び民需資源として、家畜、獣毛獣皮等の畜産資源の多くは日本、満洲国、華北に供給された。

本論文では蒙疆政府の畜産政策の展開過程を分析することによって、日本の蒙疆支配の一つの側面を明らかにしたい。

## 一 畜産資源における蒙疆の重要性

1938 年の近衛声明は、蒙疆の重要性について以下のように指摘している。第 1 は、蒙疆地域を特殊防共地域とすべきこと。第 2 は、蒙疆地域においてはその資源の開発利用上、日本に対し積極的に便宜を図ることを要求するとし、蒙疆地域に対する日本の要求を明らかにしている<sup>7)</sup>。即ち日本はソ連、そして中国共産党に対する警戒を強めるとともに、中国の資源を手に入れようと画策した。陝西省、甘肅、寧夏など西北共産党の活動する地域に対し、蒙疆は防共地帯として位置づけられた。また、ソ連・外蒙古の赤軍が京津地方に進出した場合には、その後方から反撃ができるとして、蒙疆地域はソ連・外蒙古赤軍南下に対する防衛の最前線であり、重大な戦略意義があるとされた。経済面では蒙疆は石炭、鉄鉱などの資源を有し、大同炭田だけで良質な石炭の埋蔵量が 300 億トン、龍烟鉄鉱だけで 2 億トンの鉄鉱の埋蔵量があった。それと共に畜産資源も豊富であったので、蒙疆は日本の資源供給地としても重視されていた。

以下では、まず日本にとっての畜産資源供給地としての蒙疆の重要性について分析したい。まず蒙疆の畜産資源状況を見てみよう。

表1 蒙疆の放牧地面積（1939年） 単位：陌（ha）

	総面積	放牧面積	%
晋北	4,956,200	297,373	6
察南	3,066,100	183,966	6
察哈爾盟	5,978,640	2,989,320	50.1
錫林郭勒盟	14,946,500	14,946,500	100
巴彥塔拉盟	5,676,330	34,650	6
烏蘭察布盟	17,028,990	8,514,480	50
伊克昭盟	11,352,660	3,405,798	30
合計	62,995,420	30,372,087	48

出所：農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、41頁。

蒙疆政府の牧業総局牧野科推算の表1によると、蒙疆の総面積は62,995,420陌で、その内放牧面積は30,372,087陌である。この内察南、晋北の2地区を除く、察哈爾盟、錫林郭勒盟、巴彥塔拉盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟の5つの地域の放牧面積の合計は29,890,740陌であり、これら5盟の総面積54,983,120陌の約54%に当たる。これらの盟では蒙疆の最大の資源である家畜が放飼され、羊毛、駱駝毛、毛皮などが大量に生産されていた。

地域別家畜頭数を見ると、察哈爾盟、錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟、巴彥塔拉盟は遊牧地区であり、家畜飼養頭数は察南、晋北地域に比べて圧倒的に多い。察南、晋北は農業経済を主体とする農耕地域であった。したがってこの地域内では牧畜は従属的なものであり、牛、馬などの家畜は主に農耕用役畜として利用され、その頭数も少なく、緬羊、山羊なども副業的に飼育されていたに過ぎない。表2が示すように、1936年の蒙疆家畜総頭数は6,678,400頭であり、その内、緬羊、山羊は5,360,700頭と、その大半を占め、特に緬羊は4,017,100頭で、総家畜頭数の半数以上を占めている。即ち蒙疆の畜産の中心は小家畜であり、なかでも緬羊はその中心であったことがわかる。満洲国の緬羊総頭数は1,850,000頭、山羊は650,000頭であったのに対し<sup>8)</sup>、蒙疆の緬羊と山羊の総頭数はそれぞれ2倍以上であった。表3に示したように、生産量は36年には畜皮は合計で約1,332,694万枚、その内緬羊皮は約974,200万枚、73%を占めた。満洲国総生産の350,000枚と比べると極めて多かった。畜毛総生産は約15,600,000斤であり、うち羊毛は80%以上を占めた。これは満洲国羊毛生産量3,600,000斤の4倍に及ぶ<sup>9)</sup>。

このように蒙疆は豊かな畜産資源を有し、重要な畜産資源産地であった。

表 2 蒙疆の家畜飼養頭数（1936年） 単位：頭

	緬羊	山羊	牛	馬	駱駝	合計
察南	377,000	206,000	43,000	32,000	—	658,000
晋北	419,800	437,600	125,400	31,400	—	1,014,200
五盟	3,220,300	700,000	645,700	436,200	14,000	5,016,200
合計	4,017,100	1,343,600	814,100	499,600	14,000	6,688,400

出所：『北支・蒙疆年鑑：昭和十五年版』179頁。

表 3 蒙疆の畜皮生産・消費・輸出数量（1936年） 単位：枚

種別	牛皮	馬皮	緬羊皮	その他	合計	割合%
生産数量	66,300	20,694	974,200	271,500	1,332,694	100%
消費数量	17,800	5,494	188,000	54,300	265,594	19.9%
輸出数量	48,500	15,200	786,200	217,200	1,067,100	70.1%

出所：農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、48頁。

表 4 蒙疆の一戸当たりの家畜頭数と一人当たりの年間消費頭数（1936年） 単位：頭

	牛	馬	緬羊及び山羊
一戸当たり	5	2.5	45.4
一人年間消費	0.3～0.5	—	4

出所：農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、49頁。

蒙疆の資源は、日中戦争以前から、その一部が蒙疆地域で消費されるだけで、大部分は、北京と天津向けの京津貿易ルート、多倫と満洲国興安省間において行われていた対満洲国貿易ルート、大同と太原の間の同蒲鉄道による山西貿易ルート、包頭と厚和を中心として行われていた西北貿易ルートなどによって、地域外に輸出されていた。そこで次に蒙疆畜産資源の消費と輸出を対照し、その日中戦争前後の輸出の変化を検討する。

まず表 4 で、蒙疆地域の 1936 年度の一人当たりの家畜の年間消費頭数を見る。山羊及び緬羊の消費は一人年間 4 頭に対し、牛と馬は 1 頭にも及ばない。家畜だけではなく、畜皮、畜毛の消費も極めて低い。表 3 と表 5 からわかるように、畜皮は、総生産約 133 万枚のうち消費は約 26 万枚とわずか 20%弱を占めるに過ぎず、畜毛は総生産 15,617,900 斤のうち、消費は約 1,224,300 斤で 8%を占めるのみであった。

表5 蒙疆の畜毛生産・消費・輸出数量(1936年) 単位:斤(600g)

種別	羊毛	駱駝毛	馬毛	豚毛	合計	割合
生産数量	13,486,000	2,069,400	25,000	37,500	15,617,900	100%
消費数量	1,217,900	19,400	2,500	4,500	1,244,300	8%
輸出数量	12,268,100	2,050,000	22,500	33,000	14,373,600	92%

出所:農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、48頁。

表6 天津港獣毛輸出統計(1935年) 単位:斤(600g)

	緬羊毛	山羊絨毛	駱駝毛
米国	14,506,029	7,997	261,233
英国	64,048	212,119	748,681
仏蘭西	11,053	890,117	210
日本	10,590	376,501	4,059

出所:満蒙毛織株式会社原料課調査班編『満蒙及北支ニ於ケル羊毛並毛皮資源事情』1936年、55頁。

これに対して、獣皮と獣毛の輸出はそれぞれ70%と90%に達していた。日中戦争以前は畜皮と畜毛の60%は西北方面(寧夏、甘肅、新疆、青海)より包頭、厚和の両市場に出回っていたが、日中戦争以後、日本の貿易統制によって、西北地域への搬出が制限される一方、蒋介石政府は1939年からは物資を日本、または日本の占領地区への搬出を禁止したため、西北貿易は衰退し、このルートによる獣皮、獣毛の出回りも途絶する状態となった。

日中戦争以前の畜毛は日本以外の外国向輸出は相当の量に上っていた。表6のように1935年天津港<sup>10)</sup>から輸出された獣毛は、緬羊毛の95%が米国に向けられ、日本向けはわずか10,590斤であった。山羊絨の58%はフランスに輸出され、日本は24%を占めた。駱駝毛は英国向けが一位で、70%を占め、日本向けはわずか3.6%であった。しかし、日本軍が蒙疆を占領し、その後37年9月から11月の間に察南、晋北、蒙古連盟の3自治政府が順を追って成立すると、その輸出傾向は変化する。日本は蒙疆政府を通して、37年から39年にかけて「獣毛輸出取締令」、「毛皮類搬出取締令」、「獣皮、獣毛搬出制限令」、「貿易統制法」を公布し、これらによって獣皮、獣毛の蒙疆からの搬出制限を行い、地域内でのその確保と対日輸出への集中を行った。表7の、38年、39年における蒙疆で生産された獣皮獣毛の対日本、対外国向けの輸出量をみると、38年には羊皮、山羊皮、牛皮などの獣皮は合計977,991枚、そのうち対日輸出は592,028枚で、60.5%を占めた。対外国輸出は385,963枚で、対日本輸出が相当上回っていることが分かる。39年には山羊絨は1,000,000斤生産され、そのうち対日輸出は800,000斤に達し、対外国輸出は

200,000 斤しかなかった。また、この年の獣皮類輸出額は 1,778 千万円に達し、輸出先は天津向けが 76% を占め、その大部分は日本へ輸出された<sup>11)</sup>。このように、日中戦争が開始された後は、蒙疆の獣皮、獣毛は主に日本向けの輸出へと変化したのである。

特に羊毛の場合は朴樞が「戦時下、蒙疆から供給された主要資源としては、国防工業や重工業の基本原料である鉄と石炭、それに軍需品としても重要な羊毛をあげることができる」<sup>12)</sup>と指摘しているように、羊毛は鉄、石炭と並んで日本が必要とする資源であった。そこで、日本は蒙疆を占領した後、1937 年に蒙疆羊毛同業会を設置し、羊毛の収集、販売を同業会が独占した。同業会の収集した羊毛は大部分が天津を経て、東京千住陸軍製絨廠に運ばれた。残りの一部は軍用毛布の材料として満蒙毛織株式会社、蒙疆毛織場に提供された。このように、1937 年羊毛同業会が組織された後、蒙疆における羊毛買付は日本の統制下にあり、蒙疆の羊毛資源は日本および占領地域内における需要に向けられることとなったのである。38 年に「獣皮、獣毛搬出制限令」が発布され、さらにその翌年に発布された「貿易統制法」によって、羊毛の確保が一層強化された。

こうして、日中戦争以前は中国羊毛（蒙疆を含む）は多くが日本以外の諸外国に向けられていたが、日中戦争開始後は、日本が蒙疆羊毛を独占したため、蒙疆の諸外国への輸出は駱駝毛、カシミヤ、獣皮に限られるようになったのである<sup>13)</sup>。

表 7 対日、対外国輸出統計（1938年，1939年）

種 別	山羊絨（斤 = 600g）（39年）	畜皮（枚）（38年）
対日本	800,000	592,028
対外国	200,000	385,963
合 計	1,000,000	977,991

出所：『北支・蒙疆年鑑：昭和十五年版』577 頁、578 頁。

1939 年「貿易統制法」の公布によって、蒙疆では家畜搬出は制限され、家畜自由取引が禁止された。家畜交易は完全に日本の統制下で行われることとなった。

1940 年には、察哈爾盟、錫林郭勒盟、巴彥塔拉盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟の 5 盟においては次のような家畜の輸出状況を呈した。5 盟の牛の総数 409,000 頭、そのうち輸出は 43,200 頭、綿羊の総数 3,650,000 頭、そのうち輸出は 600,000 頭、山羊の総数 700,000 頭、そのうち輸出は 132,500 頭である。そしてそれら輸出の大部分は、北京・天津貿易ルート、多倫 - 王爺廟貿易ルート、および張家口を経て華北、満洲国へ輸出され、特に馬は日中戦争以後毎年満洲国及び華北へ 13,000 頭が供給された<sup>14)</sup>。

表8 蒙疆政府の各年別貿易統計（輸出額）単位：千円

年別	輸出額
1938	108,423
1939	97,056
1940	123,647
1941	183,770
1942	220,708

出所：『蒙疆年鑑：昭和十七年度版』261頁。

表9 1938～1941年度蒙疆政府の品目別輸出額 単位：千円

輸出品目	1938年	1939年	1940年	1941年
糧穀類	38,095	36,218	12,678	19,955
アヘン	43,821	26,886	64,345	77,598
獣毛類	8,136	3,231	2,805	2,719
獣皮類	2,886	1,778	4,673	3,691
牲畜類	4,695	6,531	2,791	1,234
その他	10,790	22,432	36,355	78,573
合計	108,423	97,076	123,647	183,770

出所：朴權『日本の中国侵略とアヘン』92頁の表 6と234頁の表 5より作成。

注：原表では1938年度のその他は鑑石類、調味嗜好品類、麻類、種子、食料品、原木丸太類の7つの品目。39年度のその他は薬品類、食料品類、鉱山品類、種子類、麻類、木材類、調味嗜好類、機械金属類、燃料燈火類、紡織品類、雑品類の11の品目。

さらに、日本占領期間中の蒙疆貿易における輸出品目をみてみよう。輸出においては農産物および畜産物が重要な地位を占めていた。表9にあるように蒙疆地域の輸出は、1938～1939年には、アヘン、糧穀類と畜産類が圧倒的な比重を占めていた。畜産類は1938年の輸出総額108,423千円の中で約15%を占め、アヘン及び糧穀類に次いで輸出額は3位となっていた。39年も輸出総額97,076千円の12%で、畜産類の輸出額は前年と変わらず3位であった。40年畜産類の輸出額は10,269千円に減少したが、これは水害により奥地の畜産物の取引が難しくなったため、前年の11,540千円よりは減少しているが、依然として輸出額は4位であった。41年はアヘン、薬品類、鉱山類の輸出額が増加を示した。これに対して、この年の畜産類の輸出額は相当減少し、総輸出額の4%しかなかった。これは、この年、鉱産物、薬材類の輸出額が

増加したために、輸出にかかわる運送能力の限界のために、畜産物とその分輸出されることができずに終わり、したがって、輸出額が減少したためである。

しかし、表 8 を見ると 1942 年度の輸出総額は 41 年に続いて増加している。資料によると 42 年からは輸出品は農畜産物と鉱産物が大部分を占め、そのうち牛と馬は、農産物、石炭、鉄鉱石と並び、著しい増加を示している。また、43 年も継続して増加を示している<sup>15)</sup>。

以上を総合してみると、蒙疆地域の主要輸出品は農畜産物が占めた。中でも牲畜、獣皮、獣毛などの畜産資源は蒙疆輸出の重要品目として、その多くは日本または満洲国、華北へ輸出されていた。

先に触れたように、日中戦争以前においては、蒙疆の畜産資源は西北貿易ルート、京津貿易ルート、山西貿易ルート、多倫貿易ルートにより出回っていた。また獣毛獣皮などが京津貿易ルートにより主に米国、英国、フランス向けに輸出されていた。しかし、蒙疆政府成立後、畜産資源の輸出は主に京津貿易ルート、多倫貿易ルートに集中し、政府の輸出制限と貿易統制を経て、主に日本、満洲国、華北向けの輸出へと変化した。畜産資源においては、蒙疆は「日滿支ブロック経済」の資源供給地としての役割を担うようになっていたと言えるだろう。

## 二 蒙疆畜産政策の形成

第一節で考察してきた蒙疆の畜産業が日本に対して果たした役割の重要性に関わり、蒙疆政権がどのような政策をとったのかを本節で論じる。

日本は 1937 年蒙疆を占領した後、傀儡政権である蒙疆政府を成立させた。そして、支配政策を実施するための一環として、経済行政機構を設置し、産業統制を行った。畜産業におけるその一連の動きは以下の通りである。

### 1 経済行政機構

蒙古連合自治府には、政務院が設けられた。畜産業に関しては、政務院に直轄される牧業総局、牧業試験場、種畜牧場、家畜防疫処が設けられた。牧業総局は「政務院長の管理ニ属シ左ノ事項ヲ管掌ス 一、牧業政策ニ関スル事項、二、牧野ニ関スル事項、三、牲畜及畜産物ノ取引及配給ニ関スル事項、牲畜ノ増殖及改良ニ関スル事項、五、飼料ニ関スル事項」<sup>16)</sup>とされている。牧業試験場は「牧業総局長ノ管理ニ属シ、牧業生産物及副産物ニ関スル試験及調査、分析及鑑定、技術の専習」<sup>17)</sup>を行い、牧業調査と牧業指導員の養成を行った。獣疫の撲滅及び家畜防疫技術者の養成を目的として家畜防疫処を設け、また、種畜牧場は牧業総局長の管理に属し、「種畜ノ繁殖及育成、飼料ニ関スル試験及調査」<sup>18)</sup>などの事項を実施していた。さらに、「軍馬ノ供出ヲ容易ナラシメ満洲国及北支向等輸出家畜ノ購買及搬出統制ヲ円滑ナラシムル目的ヲ

以テ」<sup>19)</sup>家畜交易場が設置された。各政庁、盟には畜産科又は農林科が置かれ畜産事務を施行していた。

蒙疆連合委員会の下に設けられていた総務、産業、交通、金融4つの委員会は、38年8月の機構改革によって、総務、産業、財政、交通、金融、民政、保安の6部に改組され、各部にはそれぞれ日本人の顧問をおいた。こうして、蒙疆連合委員会の組織が拡大、強化されることによって、蒙疆における日本の支配はより強化された。さらに39年3月には張家口に興亜院蒙疆連絡部が設置された。興亜院蒙疆連絡部は、蒙疆の経済を把握するため、その下に経済科を設け、41年には経済部と改称し、さらにその下に第一科、第二科(畜産を管轄)、第三科を設け、財政、金融、鉱業、農林、畜産の開発と通商貿易などの経済活動を統括した。このように、機構改革と改組によって経済支配機構は整備され、日本の蒙疆に対する支配が一層強化されたのである。

## 2 畜産政策の形成

日本は蒙疆を占領した1937年の翌年から畜産政策要綱、開発計画、増産改良措置などを相次いで打ち出した。

日本は蒙疆連合委員会を通して、1938年3月に「蒙疆畜産政策要綱」<sup>20)</sup>を公布した。この要綱は蒙疆政権の畜産に関する基本政策となった。要綱の方針は、「国防及び産業上蒙疆地域に於ける畜産の特殊性を鑑みて重点を馬及綿羊に置き以て軍事上の要請に対応せしむる」<sup>21)</sup>と軍事上の要請を示したものであった。特に馬は軍用小型馬を選択して繁殖させること、羊毛の増産改良をすること、駱駝は軍事交通に適したものを選択して繁殖させることを目標にするとして軍用駱駝と軍用馬、羊毛の増産を重視した<sup>22)</sup>。以上のことから、日本の蒙疆畜産に対する軍事上の要請を満たす狙いを読み取ることができる。

要綱の内容は次のようである。「一、旗地ニ於ケル遊牧並ニ土地使用ノ形態ハ、蒙古ノ牧畜経営上本然ノ慣行ナルヲ以テ、之カ補足善導ニ努ムルト共ニ、一般ニ古来ノ慣習ノ改善ニ当リテハ急激ナル変革ヲ行ハサルモノトス。一、家畜ノ雪害防除並ニ家畜包容力ノ増大ヲ図ル為所要ノ地ニ冬営地ヲ設定シ、乾草其ノ他ノ飼料ノ貯蔵、草生ノ改良等ヲ行フモノトス。一、家畜伝染病ノ影響ノ重大ナルニ鑑ミ、畜疫ノ予防制遏並ニ畜産物ノ消毒ニ関シ適当ノ対策ヲ行フモノトス。一、野獣ニ依ル家畜ノ被害大ナルモノアルヲ以テ、之カ防遏ノ方策ヲ講スルモノトス。一、家畜ノ増殖改良ハ主トシテ在来種ノ選択繁殖ニ依ルモ適宜外来種ヲ使用シテ之ヲ行ヒ数ノ増加ニ重点ヲ置クモノトス。一、家畜ノ増殖改良上漸次飼養管理法ノ改善ニ努ムルモノトス。一、旗地ハ即チ家畜資源ノ培養地タル牧野ナルヲ以テ、之カ保全ノ方策ヲ講スルト共ニ井戸、牧草地ノ設定等牧野ノ改良ヲ行フモノトス。一、漢人地帯ノ開墾ノ見込地ニ於テハ所要ノ牧野ヲ計画的ニ留保セシメ、之カ利用ヲ努メシムルモノトス。一、一般ニ開墾ノ農地ニ対シ、努メテ牧草其ノ他飼料作物ノ栽培ヲ奨励スルモノトス。一、蒙漢ノ青少年ニ対スル教育ニ獣医、畜

産ニ関スル簡単ナル技術ノ專習ヲ包含セシムルノ外、之カ指導者（蒙漢人）ノ養成ヲ行フモノトス。一、蒙古ノ実情ニ鑑ミ家畜及畜産物ノ取引ヲ円滑公正ナラシメ、併セテ畜産ノ開発振興ヲ期スル為、家畜及畜産物ハ旗ニ於テ共同販売スルト共ニ旗民ニ対スル雜貨ノ配給ヲ考慮スルモノトス。一、旗ニ於テ共同販売スル馬及綿羊ハ政府ニ於テ一手収買シ、畜産物ハ之カ販売斡旋ヲ行フモノトス。一、主要家畜殊ニ種畜及畜産物ノ輸出ニ関シテハ所要ノ統制ヲ行フモノトス。一、西北接讓地域ニ於テ生産セラルル家畜及家畜物ヲ本地域ニ誘致シ、之カ銷流ノ確保ヲ期スル為西北接讓地域ニ対スル交易ヲ一層活潑ナラシムルモノトス。一、家畜資源ノ調査ヲ行ヒ資源ノ利用開発ニ資スルト共ニ、畜産事情ノ実態ヲ明カナラシムルモノトス。一、畜産奨励ノ機構及施設ハ現地ノ事情ニ適応セシメ速ニ整備スルモノトス」<sup>23)</sup>。

要するに、家畜の改良増産を行うことを主目的とし、そのために冬営地を設置すること、飼料の貯蔵、牧草の改良を行うこと、雪災防除、畜疫予防対策を行うこと、獣医と畜産技術者を養成するなどの対策を定めた。また、家畜の輸出に関して統制を行うと規定した。この要領に基づき、次のような措置を取った。

それまで漢人による放牧地の農地への開墾が進行しつつあった。それに対し、政府は「畜産施策要綱」の要領に基づいて、1939年には「家畜増産計画案大綱」<sup>24)</sup>を公布した。「大綱」では放牧地を確保することを取り決め、「土地使用形態は現在の共同使用形態を変更せず、牧野として保存し耕地は絶対に禁止」<sup>25)</sup>するとして、放牧地を耕地として開墾することを禁止した。また、この「大綱」では家畜の増殖、防疫、牧草などに関する試験を行い、雪災、伝染病などに対抗できる家畜保養力の増大を図る、そのため各旗に旗営による大規模な冬営地を設立することを規定している<sup>26)</sup>。その中で取り上げられた冬営地の設置に関しては、さらにこの年に設定した「畜産振興具体策」<sup>27)</sup>で、39年から40年にかけて、7カ所に冬営地を設置すること、冬営地には井戸、採草地を併設することを述べている。

その他、「畜産振興具体策」では家畜の防疫は重大な問題であると位置付けられた。従来蒙古では家畜の疾病に対しては無関心で自然放任の状態にあり、疾病による死亡率は極めて高かった。統計によると毎年の死亡頭数は1,200,000頭から1,300,000頭に達していた<sup>28)</sup>。防疫の具体策として、畜産物は十分消毒し、幼弱な家畜は防風の設備をすと規定した<sup>29)</sup>。これによって、各地域に防疫所が設置され、家畜防疫においては予防注射が行われた。しかし、蒙疆地域では交通が不便であることや蒙古人が防疫に対して無知であることなどが原因で、徹底的に行うことができなかった。それは次の統計で明らかにすることができる。「蒙疆牧業状況調査」の統計によると、1939年度に行われていた家畜予防注射は牛疫13,000頭、羊疫は16,000頭で、家畜総頭数に比べて、極めて少ないことが分かる<sup>30)</sup>。

また、青少年に対する家畜防疫指導が実施された。1943年には、4つの家畜防疫講習班を設け、172名の技術員を養成した<sup>31)</sup>。その他、狼の捕殺を奨励し、狼皮を政府が高価格で買上げる、水源の開発を行う、飼料増産方法などを取り入れる、などの対策を取った。

こうして、1939年の「家畜増産計画案大綱」と「畜産振興具体策」では、放牧地の確保、冬营地設置、家畜防疫などに重点が置かれた。

先述したように「蒙疆畜産政策要綱」の方針の重点は、産業上、軍事上の要請による馬と緬羊の改良増産にあった。「蒙疆畜産政策要綱」にもとづき、蒙疆の牧業再建重点施策が公布された。施策では、馬の増産改良、緬羊の増産改良、家畜防疫、放牧地の整備、飼料の貯蔵という4つの内容が取り上げられた<sup>32)</sup>。

蒙古馬は持久力があり、積載力が大きいという特徴から軍事運搬用および産業用として最良の役畜とみられていた。蒙疆連合委員会産業部は1939年に「蒙疆馬増産計画」<sup>33)</sup>を打ち出した。その中では、1、外来種は一切入れない、2、蒙疆在来の優良馬を増産することを盛り込んだ<sup>34)</sup>。

一方、この時期の蒙疆政府の馬の改良増殖方針をみると、「馬の改良増殖をはかり軍事ならびに産業上の要求を充足するとともに、満洲国、華北の軍馬および役馬に対する要請に応ずるため在来種の繁殖」<sup>35)</sup>を図るとされており、満洲国、華北へ軍馬、役馬として供給することが要求されたことが分かる。

この方針の下で、1942年を初年度として「馬の改良増殖五箇年計画」<sup>36)</sup>が樹立された。内容は優良種牡馬と役馬の飼育、種馬牧場の設置、輸出調整などであった。しかし、一頭の馬を仕上げるのに最短5年を要するため、急速な改良増産は至難なことであった。この計画による馬の増産は、日本の敗戦までその結果を見ることはなかったと言える。

従来蒙古馬は地域外に搬出され、地域内では優良馬が減少していた。このため、蒙疆政府は1939年「家畜搬出取締法」<sup>37)</sup>を実施した。「家畜搬出取締法」によると、馬の外地への搬出は蒙疆連合委員会総務委員長の許可の下で行うと定められ、馬の輸出を制限した。このように、馬に関する政策の策定及び実施を通して、蒙疆地域における馬の飼育頭数を増加させ、そして数多くの蒙疆馬を満洲国、華北へ軍馬、役馬として供給しようとした。

一方、この時期、蒙疆地域には50万頭の馬が放牧されていると推定されていたが、北満への大量の日本人移民に送る畜力と華北、蒙疆の開発に必要とされる畜力、また軍事上必要とされるものとして、馬の供給数は相当数に上った。

羊毛は蒙疆産業の主体と言われ、1938年の「蒙疆産業三力年計画」<sup>38)</sup>では39年度には羊毛を14,980,000斤生産するとされていた(その後の40年、41年の計画数は不明)。従来蒙疆地域に飼育されていた緬羊は蒙古羊といわれ、産毛量が少ないのが特徴であった。このため、蒙疆政府は「蒙疆政府畜産政策要綱」にもとづき、羊毛の増産改良を目標とし、種羊についてはコリデル種を改良する施策を実施した。41年には東亜緬羊協会を改組拡充して蒙古緬羊協会を設立し、蒙疆地域の緬羊改良増殖事業の実施に当たさせた。緬羊協会は設立に当たって、種羊場の経営、種緬羊の導入、種羊管理所の設置、乾草の調査、越冬施設の設置、緬羊技術練習生を養成するなどの事業を行った。在来種1頭当たりでは0.6~0.8キロの採毛であったが、コリデル種導入によって4キロを得られると見込んでいる<sup>39)</sup>。その成果を錫林郭勒盟に例をとつ

てみてみたい。緬羊改良の先頭に立ったのは錫林郭勒盟である。38年政府は錫林郭勒盟の緬羊改良所を接收し、錫林郭勒盟牧場と改称した。牧場は41年には蒙古緬羊協会種羊場から5頭のコリデル種牡羊の貸し付けを受け、42年春には120頭の一代雑種を得た。その成育は順調で43年春にはそのうち80頭が優良な羊毛を生産した<sup>40)</sup>。その後、政府は各盟に緬羊種羊場を設置し、緬羊改良事業を行った。こうして、緬羊改良は進み、蒙疆政府は家畜の改良増産を行った。同時に、緬羊の他地域への搬出を制限した。

蒙疆地域では、家畜は疾病と災害のほか、他地域への無制限搬出が家畜頭数の減少の原因となっていた。蒙疆政府は家畜搬出制限令を制定し、その後「家畜搬出取締法」<sup>41)</sup>を公布し、家畜搬出取締と搬出許可制を実施した。この家畜搬出取締法は「蒙疆畜産政策要綱」にしたがって1939年に制定されたものであり、目的は満洲国、華北への家畜の供給の確保にあった。その内容は次の通りである。「第一条、馬、緬羊、山羊、駱駝、牛又八豚ヲ蒙疆地域外ニ搬出セントスル者ハ蒙古聯合自治政府牧業総局長ノ許可ヲ受クヘシ。第二条、明ケ十二歳未満ノ牡馬又ハ明ケ七歳未満ノ牡緬羊ハ蒙疆地域外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ滿洲国ニ搬出スル明ケ十歳以上ノ牡馬又ハ明ケ五歳以上ノ牡緬羊ニ付テハ此ノ限ニ非ラス。第二条ノ二、牧業総局長ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ前条ノ規定ニ拘ラス之ヲ搬出セシムルコトヲ得。第三条、本法ノ規定ニ違反シタル者ハ三箇年以上ノ有期徒刑又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス本法ノ規定ニ違反シテ搬出シ又ハ搬出セントシタル家畜ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得」<sup>42)</sup>。さらに40年に牧業総局長は「家畜輸出統制料徴収規定」を設定した。規定によると、「蒙疆地域内ヨリ地域外ニ家畜ヲ搬出セントスル者ハ家畜搬出取締法ニ定ムルノ外本令ニ依ルヘシ」として、家畜搬出取締法に基づき、他地域へ家畜を輸出する場合はその許可頭数に応じて、家畜輸出統制料を牧業総局長に納入しなければならないと定めた。家畜輸出統制料は牛7円、馬3.6円、緬羊1.8円、山羊1.5円、豚1.2円と定められていた<sup>43)</sup>。

家畜のほか獣毛、獣皮及び皮革製品は1939年に公布された「貿易統制法」<sup>44)</sup>により、輸出が制限され、鉱産資源と共に統制対象となった。蒙疆においては貿易統制の関係法規は単行法として、「獣毛輸出取締令」(37年)、「毛皮類搬出取締令」(38年)、「銅搬出取締令」(38年)、「雑穀類搬出取締令」(39年)、「家畜搬出取締法」(39年)が37年以来公布された。蒙疆政府は39年10月に以上の単行法を統合し、新たな物品を取締品目に加えて「貿易統制法」を制定した。この法律では統制対象になった物品を輸出する者は財政部長の許可を受けると定めた。主な統制対象の物品は次の通りである。1、羊毛・羊皮を始め一切の獣毛獣皮類。2、金鉱、銀鉱・銅鉱・石炭・石油等13種の鉱物、銅・鉄及びその製品。3、油脂原料(亜麻仁・菜種等)・薬草(甘草・大黃等)・麻類及びその製品。4、毛製絨毯。5、糧穀類(麦類・高・粟・大豆・トウモロコシ)<sup>45)</sup>。家畜は先述の「家畜搬出取締法」によって、輸出統制の対象であった。

この段階では「蒙疆畜産政策要綱」の基本要綱のほか、「家畜増産計草案」、「畜産振興具体策」、

「蒙疆馬増産計画」、「家畜搬出取締法」、「貿易統制法」が相次ぎ策定された。これらの政策は家畜、獣毛、とくに馬と羊毛の改良増産を目指し、貿易面では輸出統制を行い、「日滿支」に対する蒙疆畜産資源の供給を確保しようとしたものである。

1941 年には、前年の 40 年に策定した出産税法、牲畜税法を改正し、獣毛、獣腸、獣皮を産出するものは「出産税法」<sup>46)</sup>により、従価の 6%の産出税を納付するとした。「牲畜税法」には馬、羊、牛などの「牲畜税の税率は牲畜の価額の百分の六とす課税の標準と為すべき牲畜の価額は課税地における時価に依り財務局長之を決定す」<sup>47)</sup>と定めた。また、本法に反するものは税額の 1 倍から 10 倍以下の料率をもって処罰される。これらの税法の確立の目的は、蒙疆政権を維持するための財源確保にあるとされていた。

1941 年 12 月太平洋戦争が勃発した。蒙疆政府は翌年 1 月に主席教書を発布し、日本に対して協力する旨を示達した。この時点で、蒙疆からの戦略資源の提供が一層強められた。その後、蒙疆政府は重要産業統制法をはじめ、第二次物価対策要綱、糧穀需給対策要綱などを確立していった。しかし、畜産政策がどのように変遷していったかは、資料が不十分であるため、本論文では取り上げることはできない。今後の課題である。

### 三 畜産の流通統制

戦時期において、日本、満洲国、華北に対して蒙疆が果たした役割は主に鉱産資源と畜産物を供給することであった。これらの物資を確保するためにその生産部に統制を加えると共に、流通部面、特に輸出に対しては強力な統制が加えられた。先述のように、日本は蒙疆を占領した直後から家畜、獣毛獣皮類に関する搬出取締令を公布し、これらの資源の輸出を厳しく制限した。それにもかかわらず、実際には蒙疆の畜産物及び糧穀は密輸出によって地域外に流出した。密輸出をなくすために、統制を一層強化させざるを得なかった。その目的を達するための一つの方法として、蒙疆政府は貿易機構に統制を加え、輸出組合制度を確立した。

家畜搬出については、1940 年に地域内業者 50 余によって家畜輸出組合<sup>48)</sup>が組織された。その組合員に輸出許可証を交付し、家畜販売は家畜輸出組合と地域外の家畜取引業者との間で行うこととなった。地域外の取引業者も蒙疆政府が指定した者であった。また、家畜交易市场を設け、市場外の自由取引を禁止した。40 年 4 月には、察哈爾盟、錫林郭勒盟に家畜交易場が設けられ、翌 41 年 2 月には張家口に中央家畜交易場を設けたことにより、各盟の家畜交易場が購買した家畜を中央家畜交易場で販売することとなった。こうして、外地の業者は蒙疆地域内では家畜の買付ができなくなり、さらに闇搬出の余地もなくなったのである。この事業を拡大するため、40 年に「家畜交易場事業拡充五カ年計画」<sup>49)</sup>が決定された。この「計画」によると 41 年から 42 年までに巴彥塔拉盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟に家畜交易場を設けることになっていた。

獣毛、獣皮も同様である。1937 年 12 月、鐘淵紡績株式会社、株式会社兼松商店、株式会社

大蒙公司、日本毛織株式会社、満蒙毛織株式会社、満洲畜産株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社の8社の出資で蒙疆羊毛同業会が組織された。羊毛同業会は蒙疆地域内の羊毛と獣皮の取引に関して、蒙疆連合委員会の監督指導を受け、羊毛、山羊毛、駱駝毛及びその他の獣毛と共に獣皮の売買（物物交換を含む）およびそれに附帯する一切の事業を統轄して営むこととなった。同業会は本部を張家口に置き、張家口、包頭、大同、厚和、天津、東京、大阪などに出張所を設け、獣毛、獣皮売買事業の統制を行っていた。先述したように、39年10月設定の「貿易統制法」によると、「羊毛、カシミア、駱駝毛、又豚毛及是等ヲ主タル材料トスル製品、山羊皮、綿羊皮、牛皮、馬皮、皮革と其の製品」<sup>50)</sup>を輸出するにあたっては、財政部長の許可を受けなければならないと規定され、「貿易統制法」も1940年から1943年まで3回に渡って修正された。統制範囲は家畜と獣毛獣皮などに限ることなく、畜産製品生産部門つまり畜産工業製品についても統制が加えられていた。

こうして、家畜輸出組合、家畜交易市場及び羊毛同業会の設置により、家畜、獣毛獣皮などの畜産資源の自由販売が禁止された。これらの資源輸出は政府の統制下で行われることとなった。戦時下において、日本の求める畜産資源が密輸出によって流出することを防止することを図ったと考えられる。

## 終わりに

以上に述べた過程を通して、戦時下の蒙疆は日本、満洲国、華北への、資源供給市場として重要な位置を占めていた。蒙疆によって供給された資源は、第一に国防工業・重要工業に対する基本原料、特に鉄および石炭であり、第二に軍需、民需、産業開発上重要となる畜産資源である。本論文で分析したのは、蒙疆における日本の畜産政策の展開過程である。1937年9月から11月までの間に、察南、晋北、蒙古連盟の3自治政府が相次ぎ成立した。11月には日本がこれら3政府を効果的に指導する目的で蒙疆連合委員会を設け、39年には上記3政府を統合して、蒙古連合自治政府を成立させた。こうして、日本は蒙疆に対する支配を確立した。そして、蒙疆政権を通して畜産政策、家畜増産計画、改良増産措置などを打ち出し、これらの畜産支配政策を実行に移させた。また、畜産貿易、特に畜産資源輸出においては、家畜搬出取締法、貿易統制法の公布によって、強力な統制を行った。

これらのことから、日本は蒙疆の家畜、中でも特に馬、及び獣毛獣皮などの資源を確保し、それらを日本、満洲国、華北へ輸出させたと言える。本論文においては、日中戦争以前の蒙疆畜産業の実態、日本占領後の生産部面における日本の統制政策の展開、及び日本の蒙疆畜産資源の加工・利用状況などについて触れることができなかった。今後の課題である。

## &lt;注&gt;

- 1) 「蒙疆」という言葉の示す範囲については様々な説があるが、「蒙」は蒙古を指し、「疆」は辺疆の疆を意味する語である。故に蒙疆を換言すると『蒙古と其の辺疆地帯』と云ふことであって、之を広義に解釈すると蒙古民族固有の定住地域即ち萬里の長城線以北の蒙古固有土地を総称するのであるが、茲に述べる蒙疆は蒙古連合自治政府の統轄管内の全域を呼称するのである」(農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、4頁)。いわゆる蒙疆地域は行政的には察南、晋北両政庁、および察哈爾盟、錫林郭勒盟、巴彥塔拉盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟地域である。面積は「五十萬平方方で人口は約五五十萬と云はれ漢人が其の大部を占め蒙古人は約三十萬である」とされる。中村信『蒙疆の經濟』有光社、1942年、15頁。
- 2) 芦明輝『蒙疆自治運動始末』北京、中華書局、1980年。
- 3) 森久男『蒙疆政權と蒙古獨立運動』日本現代中国学会編『現代中国』第72号、1998年。
- 4) 柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』日本經濟評論社、1999年。
- 5) 江口圭一『資料日中戦争期阿片政策』岩波書店、1985年及び同『日中アヘン戦争』岩波書店、1988年。
- 6) 朴權著・許東燾訳『日本の中国侵略とアヘン』第一書房、1994年、231頁。
- 7) 『北支・蒙疆年鑑：昭和十五 - 十六年度版』天津、北支那經濟通信社、1939年、11頁。
- 8) 滿蒙毛織株式会社原料課調査班編『滿蒙及北支二於ケル羊毛並毛皮資源事情』1936年、4 - 5頁。
- 9) 同上書、12、98頁。
- 10) 中国最大の羊毛輸出港は天津港である。ここから輸出される羊毛は全中国の輸出量90%を超えているが、内蒙古(蒙疆)と西北産は75%を占めていた。楊井克巳『蒙古資源經濟論』三笠書房、1941年、30頁。南滿洲鐵道株式会社調査部『北支那畜産調査資料』(支那・立案調査書類、第6編第2卷)1936年、407頁。南滿洲鐵道株式会社臨時經濟調査委員會『支那羊毛』(資料第33編)1936年、220頁を参照。
- 11) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五年 - 十六年度版』83頁。
- 12) 前掲『日本の中国侵略とアヘン』231頁。
- 13) 前掲『蒙疆の經濟』236頁。
- 14) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五 - 十六年度版』162頁。
- 15) 『蒙疆年鑑 昭和十七年度版』張家口、蒙疆新聞社、1941年、262頁。
- 16) 農林省畜産局『蒙疆の畜産』1940年、78頁。
- 17) 前掲『蒙疆の畜産』78頁。
- 18) 同上書、78頁。
- 19) 同上書、81頁。
- 20) 前掲『蒙疆の經濟』152頁。
- 21) 同上書、152頁。
- 22) 同上書、153~154頁。
- 23) 前掲『蒙疆の畜産』75頁。
- 24) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五 - 十六年度版』546頁。
- 25) 同上書、546頁。
- 26) 同上書、548頁。
- 27) 同上書、548頁。
- 28) 興亜院政務部『蒙疆牧業狀況調査』(調査資料第26号)1941年、234頁。
- 29) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五 - 十六年度版』548頁。
- 30) 前掲『蒙疆牧業狀況調査』235頁。
- 31) 『蒙疆年鑑 昭和十八年度版』張家口、蒙疆新聞社、1942年、306頁。
- 32) 前掲『蒙疆年鑑 昭和十七年度版』303頁。
- 33) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五 - 十六年度版』548頁。
- 34) 同上書、548頁。
- 35) 前掲『蒙疆年鑑 昭和十七年度版』303頁。
- 36) 同上書、304頁。
- 37) 前掲『北支・蒙疆年鑑 昭和十五 - 十六年度版』549頁。
- 38) 同上書、540頁。
- 39) 前掲『蒙疆年鑑 昭和十七年度版』305頁。
- 40) 同上書、305頁。
- 41) 東亜經濟懇談会『蒙古連合自治政府貿易關係法規集』(東亜經濟懇談会資料 第11輯)1941年、108頁。
- 42) 前掲『蒙古連合自治政府貿易關係法規集』108頁。

日本支配下の蒙疆畜産政策（斯日古楞）

- 43) 同上書、112頁。
- 44) 前掲『蒙古資源經濟論』1941年、269頁。
- 45) 同上書、269頁。
- 46) 前掲『蒙疆年鑑 昭和十八年度版』212頁。
- 47) 同上書、212頁。
- 48) 前掲『蒙古資源經濟論』273頁。
- 49) 同上書、275頁。
- 50) 前掲『蒙古連合自治政府貿易關係法規集』106頁。

主指導教員（井村哲郎教授）、副指導教員（芳井研一教授・國谷知史教授）